

V 医師、保健師、管理栄養士等を行う具体的な研修プログラム

分野	学習内容	時間	教育方法
1. 基礎編	1) 健診・保健指導の理念	135分 (3単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習 ・通信及びレポート
	2) 保健指導対象者の選定と階層化		
	3) 保健指導（概論） 保健指導の基本的事項（「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の概要）		
	4) 保健指導（各論） 保健指導の特徴（身体活動・運動、食生活、たばこ、アルコール）		
	5) ポピュレーションアプローチとの連動		
2. 計画・評価編	1) 健診・保健指導事業の計画策定（演習による各種データ分析を含む）	360分 (8単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習
	2) 健診・保健指導事業の評価（演習を含む）		
	3) アウトソーシングの進め方		
3. 技術編	1) メタボリックシンドロームの概念 健診結果と身体変化・生活習慣の関連	135分 (3単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習
	2) 行動変容に関する理論		
	3) 生活習慣改善につなげるためのアセスメント・行動計画		
	4) 「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の内容		
	5) 生活習慣病予防に関する保健指導 ・身体活動・運動に関する保健指導 ・食生活に関する保健指導 ・たばこ・アルコールに関する保健指導 ・歯の健康に関する保健指導 ・保健情報・学習教材の選択	135分 (3単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習
	1)～5)を踏まえた保健指導の展開（演習）	90分 (2単位)	
	8) 保健指導の評価	45分 (1単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習
	合 計		900分 (20単位)

- ・ 研修内容については、職種により異なることが考えられるため、それぞれの研修企画者が、研修の目的及び対象者等から研修内容を設定することが望ましい（例えば、①医療保険者の医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導の実務経験のある看護師は、基礎編、計画・評価編、技術編を受講する。また、②医療保険者ではない医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導の実務経験のある看護師は、基礎編、技術編を受講する。③運動指導士、事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者は、基礎編、技術編を受講する。④事務職は、基礎編、計画・評価編を受講する等）。
- ・ 特定健診・特定保健指導に関する知見は、医学、看護学、栄養学等からの実践及び研究の蓄積により科学的根拠が示されていくものであるため、研修の内容もそれらに併せて変更していくことが考えられる。そのため、研修は5年ごとに受講することが望ましい。

3. 研修プログラムの組立てに際して（留意点）

①プログラム全体について

- ・ 効果的な研修を行うためには、〔事前学習〕→〔講義を中心とした研修〕→〔実践〕→〔演習を中心とした研修〕など段階的な研修プログラムを組むことが望ましい。
- ・ また、研修日数が十分に確保できる場合は、講義に加えてグループワーク、シミュレーション、ロールプレイなどの演習を取り入れることが効果的である。

②講義の順序性について

- ・ 生活習慣の改善につなげる保健指導の講義は、概論と各論で重複する部分があるが、効果的に進めるためには、概論を先に講義することが望ましい。保健指導の概論と各論を担当する講師は、重複することを認識した上で講義を行う必要があり、研修を企画する者はその調整を行うことが必要である。

③講義内容について

- ・ 健診・保健指導の実践者を対象としたプログラムでは、効果的な保健指導を行うための個別対象者に対する保健指導方法の習得に加え、ポピュレーションアプローチについても併せて習得することが必要である。

④研修を担当する講師について

- ・ 研修を担当する講師は、以下のいずれかの要件を満たすものとする
 - 1) 医師、保健師、管理栄養士で、特定健診・保健指導について国が実施する中央レベルの研修を受講した者
 - 2) 医師、保健師、管理栄養士としての一定の経験があり、特定健診・保健指導の専門的知識及び技術をもつ者

VI 研修体系の整理

区分	実施機関	対象者	内容	時期
国 (中央)レベル	国 厚生労働省	<p>＜研修者育成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県および保健所設置市、特別区 人材育成担当者 衛生部門の保健師・管理栄養士 国保部門の保健師・管理栄養士 ◆ 医療保険者 国民健康保険中央会 健康保険組合連合会 社会保険庁 共済組合 ◆ 医療保険者の事業企画担当者 国民健康保険連合会 健康保険組合連合会支部 地方社会保険事務局 ◆ 関係団体 日本医師会 日本看護協会 日本栄養士会 全国保健センター連合会 全国市町村保健活動協議会 全国保健師長会 社会保険健康事業財団 (財)結核予防会 (財)予防医学事業中央会 日本人間ドック学会 日本総合健診医学会 健康・体力づくり事業財団 	<p>研修の企画</p> <p>事業企画・評価</p> <p>保健指導 知識・技術</p>	<p>年度 第1・四半期</p> <p>19年度から 国立保健医療科 学院において、 実施</p>
	医療保険者	<p>国民健康保険中央会 健康保険組合連合会 社会保険庁・社会保険健康事業財団 共済組合</p> <p>関係団体 日本医師会 日本看護協会 日本栄養士会 全国保健センター連合会 全国市町村保健活動協議会 全国保健師長会 社会保険健康事業財団 (財)結核予防会 (財)予防医学事業中央会 日本人間ドック学会 日本総合健診医学会 健康・体力づくり事業財団</p>	<p>研修の企画</p> <p>保健指導 知識・技術</p>	
都道府県 (地方)レベル	都道府県	<p>＜実践者育成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 区市町村（国保・衛生部門） 保健師 管理栄養士 等 ◆ 民間事業者 ◆ 医療保険者 保健師 管理栄養士 等 ◆ 保健師 ◆ 管理栄養士 等 <p>都道府県支部</p>	<p>事業企画・評価</p> <p>保健指導 知識・技術</p> <p>保健指導 知識・技術</p> <p>事業企画・評価</p> <p>保健指導 知識・技術</p> <p>保健指導 知識・技術</p>	<p>年度 第2・四半期</p> <p>年度 第2・四半期以降</p>
	医療保険者 (保険者協議会)			
関係団体	<p>日本医師会 日本看護協会 日本栄養士会 全国保健センター連合会 全国市町村保健活動協議会 全国保健師長会 社会保険健康事業財団 (財)結核予防会 (財)予防医学事業中央会 日本人間ドック学会 日本総合健診医学会</p>			

参考資料)

平成 19 年度 健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修プログラム

健診・保健指導に関する研修を企画する者に対して行う研修（リーダー研修）

1. 事前学習

- 1) 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」, 「学習教材集（確定版）」, 「効果的な保健指導の事例集」を一読すること。
- 2) 所属の研修計画について提出すること。

2. 研修プログラム

(1 日目)

時 間	内 容 (担当者)
10:00-10:20 (20)	開講式・オリエンテーション
10:20-10:40 (20)	健診・保健指導の事例①(千葉県における準備事業)
10:40-11:00 (20)	健診・保健指導の事例②(厚生労働省における取り組み)
11:10-12:40 (90)	I. 特定健診・特定保健指導の基本的な考え方 (1) 健診 (概論)
13:40-14:40 (60)	I. 特定健診・特定保健指導の基本的な考え方 (2) 保健指導 (概論)
14:50-15:50 (60)	II. 特定健康診査等実施計画と後期高齢者支援金の加算・減算
16:00-16:50 (50)	III. 特定健診・特定保健指導事業の実施体制
17:00-17:30 (30)	ポピュレーションアプローチのすすめ方
18:00-19:30 (90)	情報交換会 (テーマ別)

(2日目)

	事務職向け	技術職向け
9:30-11:00 (90)	IV. 特定健診・特定保健指導の事務手続きについて	V. 特定健診・特定保健指導の実際： コーディネーター (1) 食生活指導のポイント (2) 運動・身体活動指導のポイント (3) たばこ・アルコール指導のポイント
11:10-12:30 (80)	VI. 特定健診・特定保健指導の企画・立案・評価とデータ分析	
13:30-16:00 (150)	シンポジウム「効果的な健診・保健指導のすすめ方」 ・地域保健からの事例 ・職域保健からの事例 ・健診・保健指導機関からの事例	
16:10-16:30 (20)	VII. 特定健診・特定保健指導の研修企画・評価 (1) 研修ガイドラインについて	
16:40-18:00 (80)	VII. 特定健診・特定保健指導の研修企画・評価 (2) 実際のすすめ方 ・健診・保健指導の研修に関する事例報告 ・健診・保健指導の研修の企画・評価に関する演習の説明	
18:00-	情報交換会（都道府県単位など）	

(3日目)

9:30-12:00 (150)	VII. 特定健診・特定保健指導の研修の企画・評価：(2) 演習 1) 研修対象者の設定 2) 研修の目的・目標の設定 3) 研修内容の設定 4) 研修方法の設定 5) 研修に係わる講師の設定 6) 研修の評価の設定	
13:00-13:50 (50)	VII. 健診・保健指導の研修の企画・評価 (3) 演習発表	
14:00-15:00 (60)	質疑応答	
15:00-15:20 (20)	閉講式	

メタボリックシンドロームに着目した 健診・保健指導担当者の資質向上推進事業について

1 目的

「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく健診・保健指導の担い手である医師、保健師、管理栄養士等の健診・保健指導担当者が受けるべき研修ガイドラインの策定、研修情報の医療保険者への提供等により、資質の高い健診・保健指導担当者を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 健診・保健指導の研修ガイドラインの策定

都道府県等が健診・保健指導に関する研修を効果的に実施するために、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」を踏まえた上で、研修において習得すべき能力を明らかにし、それらの能力を習得するための教育方法、効果的な研修を実施するための研修の評価について記載した健診・保健指導の研修ガイドライン（以下「研修ガイドライン」という。）を策定する。

(2) 都道府県等における研修担当者に対する研修の実施

都道府県等における研修の担当者に対し、国立保健医療科学院において研修を実施する。

(3) 研修ガイドラインに基づいた研修情報の提供

研修ガイドラインに沿った研修を実施している団体や当該研修の実施スケジュール、内容等をホームページにおいて情報提供する。